

国民年金保険料免除制度を ご存じですか



申告などをしておく必要があります

◆全額免除制度

保険料の全額が免除されます。

◆一部免除（一部納付）制度

保険料の一部を納付することにより、残りの保険料は免除されます。保険料の一部を納付しないと、未納期間になります。

■若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の全額が猶予されます。なお、この制度は、平成27年6月までとなります。

■学生納付特例制度

20歳以上の学生で前年の所得が118万円以下の場合に申請し、承認されることによ

り、その期間の保険料の納付が猶予されます。

免除された期間はどのような追納制度

保険料の全額免除（納付猶予）や一部免除の承認を受けている期間は、保険料を全額納付したときに比べて、将来受ける老齢基礎年金の受給額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であればあとから保険料を納めることができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

お問い合わせ
市民課
☎(50)1228

■免除・納付猶予・学生納付特例と未納の違い

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る老齢基礎年金は		障害基礎年金や遺族年金を受けるときは	後から保険料を納めることは
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以降の免除期間		
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	10年以内なら納めることができます (3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額がつきます)
4分の1納付 (4分の3免除)	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます	保険料の4分の1を納めると受給資格期間に入ります	
半額納付 (半額免除)	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	
4分の3納付 (4分の1免除)	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます	保険料の4分の3を納めると受給資格期間に入ります	
若年者納付猶予 学生納付特例	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません		保険料を納めたときと同じ扱いになります	2年を過ぎると納めることができません(※)
未納	受給資格期間に入りません			年金を受けられない場合もあります	

※平成24年10月から3年間に限り、過去10年分までの未納保険料を納めることができます(後納制度)

11月11日(月)～17日(日)は 税を考える週間

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めていただくため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

今年のテーマを「税の役割と税務署の仕事」「地方税はみんなの元気の源です」として、全国統一キャンペーンを実施します。

■税に関する情報

国税庁ホームページをご覧ください

☎ <http://www.nta.go.jp/>

税理士による税の無料相談

期間中、千葉県税理士会佐原支部では「税理士による税の無料相談」を実施します。

■日時

11月14日(木)・15日(金) 10時～15時

■場所

ショッピングモールサワラシティ1階特設会場

問い合わせ

佐原税務署 ☎(54)1331

税務課 ☎(50)1242

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出が 必要です

前年中に給与・賃金など(専従者給与やパート、アルバイト代も含む)を支払った法人や事業主は、受給者が居住している市区町村に給与支払報告書を提出する義務があります。

給与支払報告書は、給与所得者にとって所得税や市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出してください。

■提出義務者

給与・賃金などを支払った人(個人・法人)

■提出先

平成26年1月1日現在(退職した人は退職時)、受給者が居住している市区町村

■提出期限

平成26年1月31日(金)

問い合わせ

税務課 ☎(50)1242

電子証明書でe-Taxを 利用しよう

「電子証明書」を取得しよう
インターネット上の通信では、他人に名前を使われて申請(なりすまし)されたり、内容が改ざんされたりする危険があります。住基カードには、これらを解決するための電子証明書を組み込むことができます。

電子証明書を使用する場合には、市民課で住基カードを取得してから申請してください。支所では取り扱えません。別に電子証明書を読み取るためのICカードリーダーライターも必要になります。

電子証明書の有効期間は3年です。平成23年3月までに電子証明書を取得した人で、引き続き電子証明書を使用するには、平成26年3月末までに更新手続きを行ってください。更新は有効期間満了の3カ月前からできます。

e-Taxの利用案内

電子証明書を取得して、e-Taxを利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所などから所得税・消費税・贈与税・法人税などの申告、法定調書の提出、および、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届け出ができます。

■手数料
電子証明書 500円
住基カード 500円
問い合わせ
電子証明書・住基カード
市民課 ☎(50)1210
e-Tax
佐原税務署 ☎(54)1331

住基カード
市や金融機関の窓口などで、写真付きの本人確認書類の提示を求められたときに、写真付き住基カードは、本人確認書類として使うことができます。

取得するには、写真付き証明書を持っていない人は、申請を受け付けた後で郵送による本人照会を行います。照会書が届いたら照会書と、その他に健康保険証、年金手帳などを2点以上、再度窓口まで持参ください。